

災害または新興感染症に対する薬局の役割等について

- ①災害や新興感染症の発生時等に、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行う体制を確保しています。
- ②東京都および各薬局所在地の自治体などの行政機関、地域の医療機関もしくは薬剤師会等と適切に連携するため、災害や新興感染症の発生時等における対応に係る地域の協議会又は研修等に積極的に参加します。
- ③災害や新興感染症の発生時等に、東京都や地元自治体から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係期間と連携し、必要な対応を行います。